



◆ 英EU離脱～英国議会、離脱期日延期を可決～



【正式離脱日まであと約2週間】

英国はEU（欧州連合）に対し離脱期日延期を求める動議を可決しました。次の焦点は『いつまで延期するか』となり、短期間の延期に留めるためには『英国議会在3月20日までに離脱協定案を可決』しなければなりません。正式離脱日（2019年3月29日）が迫る中、ギリギリでの交渉が続いています。

【離脱期日延期は可決 国民投票再実施は否決】

英国議会（下院）は2019年3月14日（現地時間）にEUに対し離脱期日延期を求めることを賛成：412票、反対：202票で可決しました。

なお、離脱期日延期の議決の前に「離脱の是非を問う国民投票の再実施」について投票が行われましたが、圧倒的多数で反対、つまり国民投票を行わないという判断となりました。

【3度目の正直で離脱協定案を可決できるか】

離脱期日延期についての英国-EU間での具体的な協議は2019年3月21日から開催されるEU首脳会議で行われますが、その前にメイ首相には「離脱協定案の議会採決」という大きな仕事が残っています。

もし英国議会在EU首脳会議の前日である3月20日までに離脱協定案を承認した場合、英国はEUに対し2019年6月末までという「短期間」の離脱期日延期を要請することとなります。

一方、英国議会在それまでに承認しない場合には「長期間」の延期を求めることとなる見込みです。

そこでポイントとなるのが、今年5月23日～5月26日に行われる欧州議会選挙です。「長期間」の延期の場合、英国はEUから離脱予定でありながらも選挙に参加しなければなりません。この事態を回避すべく、メイ首相は「離脱協定案を可決し、延期期間を短期に留める」という流れに持ち込みたい意向です。

しかし、離脱協定案は既に「2度否決」されていること、またEUは協定案の再交渉には応じないとしていること、そして何よりも時間が非常に限られていること等から、メイ首相は厳しい舵取りを迫られるものと考えられます。

【正式離脱日まで残り2週間、ギリギリでの交渉が続く】

今後の方向性は「離脱協定案の英国議会採決」に委ねられることとなります。延期期間が「短期間」、「長期間」どちらになっても延期のためにはEU27カ国の全会一致の承認が必要です。

「合意なき離脱」に陥るリスクも依然残っており、正式離脱日を直前に控えギリギリでの交渉が続くものと見込まれます。

【今後想定される流れ】



出所：各種資料を基にドイチェ・アセット・マネジメント(株)が作成
※ データは記載時点のものであり、将来の傾向及び数値等を保証もしくは示唆するものではありません。

ご留意事項

●投資信託に係るリスクについて

投資信託は、主に国内外の株式や公社債等の値動きのある証券を投資対象とし投資元本が保証されていないため、当該資産の市場における取引価格の変動や為替の変動等により投資一単位当たりの価値が変動します。したがってお客様のご投資された金額を下回ることもあります。

また、投資信託は、個別の投資信託毎に投資対象資産の種類や投資制限、取引市場、投資対象国等が異なることから、リスクの内容や性質が異なりますので、ご購入に際しては、事前に最新の投資信託説明書（交付目論見書）や契約締結前交付書面の内容をご確認の上、ご自身で判断して下さい。

●投資信託に係る費用について

【お申込みいただくお客様には以下の費用をご負担いただきます。】

- 購入時に直接ご負担いただく費用・・・購入時手数料 上限3.78%（税抜3.50%）
- 換金時に直接ご負担いただく費用・・・信託財産留保額 上限0.5%
- 投資信託の保有期間中に間接的にご負担いただく費用・・・運用管理費用（信託報酬） 上限2.0304%（税抜1.88%）
- その他費用・・・上記以外に保有期間等に応じてご負担いただく費用があります。
投資信託説明書（交付目論見書）、契約締結前交付書面等でご確認下さい。

«ご注意»

上記に記載しているリスクや費用項目につきましては、一般的な投資信託を想定しております。費用の料率につきましては、ドイツ・アセット・マネジメント株式会社が運用するすべての投資信託のうち、徴収するそれぞれの費用における最高の料率を記載しております。投資信託の運用による損益は、すべて受益者に帰属します。投資信託は、金融機関の預貯金と異なり、元本及び利息の保証はありません。投資信託は、預金または保険契約ではないため、預金保険及び保険契約者保護機構の保護の対象にはなりません。登録金融機関を通じてご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。投資信託に係るリスクや費用は、それぞれの投資信託により異なりますので、ご購入に際しては、事前に最新の投資信託説明書（交付目論見書）や契約締結前交付書面の内容をご確認の上、ご自身で判断して下さい。

なお、当社では投資信託の直接の販売は行っておりませんので、実際のお申込みにあたっては、各投資信託取扱いの販売会社にお問合せ下さい。

ドイツ・アセット・マネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第359号

加入協会：日本証券業協会、一般社団法人投資信託協会、

一般社団法人日本投資顧問業協会、

一般社団法人第二種金融商品取引業協会